

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針

平成21年6月
三重県健康福祉部長寿社会室

1 目的

三重県における特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を計画的に整備するため、選定方針を次のとおり定める。

2 選定に当たっての考え方

- (1) 「4 選定対象施設の基本要件」を必須要件とし、1つでも満たされない場合は審査対象外となることから、社会福祉施設等整備計画書を受理しない。
- (2) 「5 選定要件(1)優先要件及び(2)具体的審査要件」を中心に総合的に検討する。
- (3) 補助を受けずに、自己資金（一部借入金を含む。）で行う整備計画についても、審査の対象とする。

3 選定対象施設及び選定対象整備区分

施設種別	整備区分	選定対象
特別養護老人ホーム	創設	定員30人以上が対象
	増築	既設定員と増築定員との合計定員30人以上が対象
介護老人保健施設	創設	定員30人以上が対象
	増築	既設定員と増築定員との合計定員30人以上が対象

4 選定対象施設の基本要件

- (1) 特別養護老人ホームの整備については、県の第4期介護保険事業支援計画及び『平成22年度老人保健福祉施設整備方針(長寿社会室所管施設)』（以下、「整備方針」という。）における高齢者福祉圏域ごとの『H22年度整備可能数』を上回らないこと。
- (2) 介護老人保健施設の整備については、県の第4期介護保険事業支援計画及び整備方針における高齢者福祉圏域ごとの『H22年度整備可能数』を上回らないこと。なお、増築による整備については補助対象外であるため、自己資金での整備のみが審査対象である。
- (3) 建設予定地市町の意見書において整備に関する同意が得られていること。
- (4) 社会福祉法人にあっては、建設予定地が申請者の所有地（所有が確実に見込まれているものを含む。）又は市町からの貸与予定地であること。
- (5) 建設予定地に抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないか、又は確実に解除が可能なこと。（既存施設整備借入時の独立行政法人福祉医療機構及び協調融資（独立行政法人福祉医療機構と民間金融機関が連携して行う併せ貸し）の抵当権は原則除く。ただし、新たに当該整備に係る独立行政法人福祉医療機構等からの借入に支障がない場合に限る。）
- (6) 選定対象施設が、建設予定地における農地法、農振法、都市計画法、河川法、文化財保護法、森林・砂防法、国有財産法等の各種開発規制等に該当しないか、又は該当する場合は**確実に**除外等が可能なこと。

- (7) ユニット型の整備とすること。
- (8) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例を遵守すること。
- (9) 特別養護老人ホームは、開設時に「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」を実施すること。(なお、既存法人で上記軽減制度事業対象施設において、軽減制度事業を未実施の場合は既存施設も実施すること。)
- (10) 特別養護老人ホームは、開設時に「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に基づき「入所基準」を策定し運用すること。

5 選定要件

(1) 優先要件

- ア 資金計画が的確なものであること。(5(2) 具体的審査要件アを全て満たしていること。)
- イ 建設予定地は、住宅地から遠距離の孤立した場所ではなく、交通面等の利便性が確保された地域であり、かつ、各種開発規制に該当しない予定地であること。
- ウ 社会福祉施設等整備計画書類が完備されていること。
- エ 建設予定施設が施設基準に適合していること。

(2) 具体的審査要件

ア 資金計画の的確性

- 建設自己資金(総事業費の1割程度)が確保(予定)されているか。
- 借入金の借入先に利率等を含めて協議をしているか。
- 償還計画が的確であるか。
- 土地購入費、土地造成費、設計監理費、施設整備費、設備整備費、事業運営費等を適切に見込んでいるか。

イ 法人(既設・新設予定)・施設の適合性

- 設置代表者は、事業の運用上の留意点を理解しているか。
- 近隣住民との調整はどのように図られているか。
- 施設整備の必要性について利用者ニーズを把握しているか。
- 地域のニーズを的確に把握し、居宅サービスを含めた包括ケアが提供できるよう検討されているか。
- 施設長(又は管理者)を確保(予定)しているか。
- 協力病院が確保(予定)されているか。
- 新設法人については、法人認可担当(三重県健康福祉部社会福祉室等)との協議はしているか。

ウ 建設予定地介護保険者における優先度

- 建設予定地介護保険者の整備率(施設定員数(平成22年度末予定) / 65歳以上人口(平成21年10月1日))

